

地方消費税率の引き上げ分に係る使途の明確化について

平成26年4月1日より消費税(国・地方)が5%から8%に引き上げられたことに伴い、地方消費税の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

平成31年度那珂川町一般会計予算における地方消費税交付金(社会保障財源化分)の使途状況については、次のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 130,000 千円

【歳出】 地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる
社会保障施策に要する経費 593,368 千円

(単位:千円)

事業名	平成31年度 予算額	財源内訳				
		特定財源			一般財源	
		国県 支出金	町債	その他		うち地方消費税交付金 (社会保障財源化分)
障害者福祉費	450,397	306,795		15,000	128,602	28,000
老人福祉費	324,080	3,041		10,220	310,819	68,000
児童措置費	226,374	174,940		9,786	41,648	9,000
母子福祉費	47,130	16,477			30,653	7,000
予防費	55,401	987			54,414	12,000
健康増進費	29,122	1,890			27,232	6,000
合計	1,132,504	504,130	0	35,006	593,368	130,000

※ 地方消費税交付金(社会保障財源化分)については、社会保障施策に要する経費における一般財源の比率であん分しています。